

財政状況等一覧表（平成21年度決算）

(単位:百万円)

団体名 相馬市

標準収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
5,483	3,111	505	9,099

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	14,327	14,393	66	237	-	14,403	
光陽地区造成事業特別会計	1,233	478	755	755	-	-	
一般会計等	15,560	14,871	689	518	-	14,403	

「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
国民健康保険特別会計	4,457	3,969	488	488	234	-	-	
介護保険特別会計	2,352	2,293	59	59	368	-	-	
老人保健特別会計	11	6	5	5	5	-	-	
後期高齢者医療特別会計	338	335	3	3	93	-	-	
公共下水道事業特別会計	1,988	1,963	25	25	631	11,821	9,445	
農業集落排水事業特別会計	58	56	2	2	45	564	486	
公営企業会計等 計				582		12,385	9,931	

(注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。

2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。

3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づきものであり、資金不足額がある場合には負数(-)で表示している。

4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
相馬地方広域市町村圏組合一般会計	1,518	1,437	81	65	-	103	29	
相馬地方広域市町村圏組合看護専門学校特別会計	241	231	10	10	-	424	212	
相馬方面衛生組合一般会計	734	695	39	39	-	632	533	
相馬方面衛生組合相馬方面保健センター事業特別会計	50	44	6	6	-	-	-	
相馬方面衛生組合公立相馬総合病院事業会計	3,639	3,717	78	476	-	2,178	1,162	
福島県市民交通災害共済組合	391	292	99	99	31	-	-	
相馬地方広域水道企業団	1,233	1,109	124	1,468	-	4,582	-	
福島県後期高齢者医療連合一般会計	2,961	2,886	75	75	-	-	-	
福島県後期高齢者医療連合後期高齢者特別会計	215,175	206,085	9,090	9,090	2,231	-	-	
福島県市町村総合事務組合一般会計	12,538	10,917	1,621	1,621	2,966	-	-	
福島県市町村総合事務組合消防補償等特別会計	1,557	1,557	-	-	-	-	-	
福島県市町村総合事務組合消防救急センター特別会計	5	-	5	5	-	-	-	
福島県市町村総合事務組合非常勤職員給与業務特別会計	50	44	6	6	20	-	-	
福島県市町村総合事務組合自治会館管理特別会計	14	13	1	1	-	-	-	
一部事務組合等 計				12,009		7,919	1,936	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に係る 債務残高	当該団体からの 損失補償に係る 債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
相馬市振興公社	46	276	250	-	1,130	-	-	-	
相馬総合卸売市場	4	229	53	19	-	-	-	-	
相馬リサイクルセンター	32	115	4	-	-	-	-	-	
相馬地方土地開発公社	-	927	-	-	-	-	-	-	
地方公社・第三セクター等 計			307	19	1,130	0	0	0	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	2,966	3,017	51
減債基金	550	554	4
その他充当可能基金	729	715	14
充当可能基金 計	4,245	4,286	41

(注) 充当可能基金とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	8.38	5.68	2.70	13.50	20.00	公共下水道事業特別会計	-	-	#VALUE!
連結実質赤字比率	15.58	12.09	3.49	18.50	40.00	農業集落排水事業特別会計	-	-	#VALUE!
実質公債費比率	23.2	22.7	0.50	25.0	35.0				0.00
将来負担比率	245.1	212.1	33.00	350.0					0.00
財政力指数	0.55	0.56	0.01						0.00
経常収支比率	89.0	90.2	1.20						0.00

(注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(-)で表示している。

2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。

3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 20%である(公営競技は0%)。

4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成21年度決算における基準である。

財政状況等一覧表（平成21年度）

単位は「百万円」であることに注意
 三セク調査以外の項目については、健全化判断比率算定様式に係る様式番号である
 突合指示の無い項目については、各会計の決算書類を元に記載すること

(単位:百万円)

団体名 市

標準収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
総括表			総括表

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計							
××会計							
...							
一般会計等							

「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除（純計）したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
会計								法適用企業
会計								
...								
公営企業会計等 計								

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(～)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
事務組合								
...								
一部事務組合等 計								

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から 当該団体から 正味財産	当該団体からの 貸付金	当該団体からの 債務保証に係る 債務残高	当該団体からの 損失補償に係る 債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
土地開発公社								
道路公社								
財団								
...								
地方公社・第三セクター等 計								

対象となる三セクについては、
 「作成要領」4.を参照。
 基本的に昨年度と同範囲。
 三セク調査 調査表1に基づいて
 記載すること。

(注) 損益計算書を作成していない団体・財団等は、純資産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金			
減債基金			
その他充当可能基金			
充当可能基金 計			

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率						会計			
連結実質赤字比率						会計			
実質公債費比率				25.0	35.0	会計			
将来負担比率						...			
財政力指数									
経常収支比率									

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(～)で表示している。
 2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 20%である(公営競技は0%)。
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成21年度決算における基準である。